

○指定取消し等事業者一覧

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和3年 8月31日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・「児童指導員等加配加算Ⅰ」の「理学療法士等」の職員を配置できていないことを知りながら、当該加算を不正に請求し、受領していた。
令和3年 9月10日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
令和3年 9月24日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・利用児童について、実際にはサービス提供を行っていないにもかかわらず、障害児通所給付費を請求し受領した。
令和3年 9月27日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・児童が利用していないにもかかわらず、サービスを提供したとして障害児通所給付費を不正に請求し受領した。
令和3年 9月27日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し受領した。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス	人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・指定日以降配置されていた児童指導員3名のうち2名について、その資格を証する実務経験証明書が、他法人名で作成された虚偽の文書と確認され、人員基準を満たしていない。 不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・指定申請文書に児童指導員として記載した3名のうち1名について、その資格を証する実務経験証明書が、他法人名で作成された虚偽の文書と確認され、また3名のうち2名について、実際には配置せずに、同じ法人代表者が運営する他法人の事業所に配置していた。結果として人員基準を満たしておらず、指定申請で人員基準を満たすかのように事実を偽る文書を作成して、不正の手段により指定を受けた。 虚偽の報告 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイサー ビス、保育 所等訪問 支援	人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・令和2年10月から令和3年4月までの間に児童指導員として配置していた4名全員について、その資格を証する実務経験証明書が、自法人名又は他法人名で作成された虚偽の文書と確認された。令和3年5月から6月までの間に、児童指導員として配置していた4名のうち3名についても同様で、人員基準を満たしていない。 不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を算定し、請求した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			虚偽の報告 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。 虚偽答弁 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・法人代表者、管理者及び一部従業者は、市の監査において、従業者の実務経験及び勤務状況の一部について、事実とは異なる虚偽の答弁をした。 法令違反 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 9 号) ・保育所等訪問支援と一体的に運営する放課後等デイサービスにおいて、指定取消処分に相当する法令違反が認められた。
令和3年 9月30日 (指定取消)	高槻市	放課後等 デイス サービス	人員基準違反 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・令和 3 年 5 月から 6 月までの間に児童指導員として配置していた 4 名のうち 2 名について、その資格を証する実務経験証明書が自法人名で作成された虚偽の文書と確認され、人員基準を満たしていない。 不正請求 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・人員基準を満たしていないにもかかわらず、人員欠如減算を適用せず、また、算定要件を満たさない児童指導員等加配加算及び福祉専門職員配置等加算を算定し、請求した。 虚偽の報告 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・事実と異なる勤務表及び雇用契約書を提出し、虚偽の報告をした。 虚偽答弁 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 7 号) ・法人代表者、管理者及び一部従業者は、市の監査において、従業者の実務経験及び勤務状況の一部について、事実とは異なる虚偽の答弁をした。
令和3年 12月24日 (指定取消)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイス サービス	不正請求 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・基準を満たす児童発達支援管理責任者を配置していないにもかかわらず減算せずに不正に障害児通所給付費を請求し受領した。 虚偽報告 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 6 号) ・府の行う監査において虚偽の書類を提出した。
令和4年 3月30日 (指定取消)	豊中市	児童発達 支援・放課 後等デイス サービス	不正請求 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで、実際は児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 24 年厚生労働省令第 15 号。以下「指定基準」という。）及び児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、サービス提供職員欠如減算を適用せず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 ・平成 31 年 2 月から令和 2 年 3 月まで、実際は児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等の算定要件を満たす人員配置を行っていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算（Ⅰ）児童指導員等を算定して障害児通所給付費を請求し、これを受領した。 障がい児通所支援に関する不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 10 号) ・平成 30 年 4 月から令和 2 年 3 月までの勤務実績について、複数の児童指導員及びその他の従業者が実際には勤務をしていない日又は時間にもかかわらず、勤務していたことを装う虚偽の勤務予定（実績）一覧表及び出勤簿を後から作成し、監査で提出した。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
			人員基準違反 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 3 号) ・平成 30 年 4 月から平成 31 年 1 月まで指定基準に定める従業者を配置していなかった。
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正の手段による指定 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいないにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、児童発達支援管理責任者 1 名、保育士 3 名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 2 項第 10 号) 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として提出した児童発達支援管理責任者について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 4月1日 (指定取消)	東大阪市	障害児相 談支援	不正の手段による指定 (児童福祉法第 24 条の 36 第 8 号) 新規指定において、実際には配置すべき従業者がいないにも関わらず、人員基準を満たしているように装うため、管理者兼相談支援専門員 1 名を勤務予定者として提出することにより指定を受けた。 不正又は著しく不当な行為 (児童福祉法第 24 条の 36 第 10 号) 勤務予定がないにも関わらず新規指定時に勤務予定者として提出した管理者兼相談支援専門員について、指定後に勤務した後、退職したとする虚偽の変更の届出を行った。
令和4年 8月31日 (全部効力 停止)	大阪府	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正な手段による指定 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号) ・指定申請時に勤務予定であった保育士（常勤）が勤務できない事実が判明したにもかかわらず申請内容の変更等をしないまま、人員基準を満たさない状態で事業を開始したことは、児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号に該当するため。
令和4年 9月1日 (一部効力 停止)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	障がい児通所給付費の不正請求 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 5 号) ・新規指定時に児童発達支援管理責任者が未配置であるにもかかわらず、大阪府に提出した虚偽の勤務体制及び勤務形態一覧表に記載した児童発達支援管理責任者を作成者とする個別支援計画を作成し、利用者 1 名について平成 30 年 10 月から平成 31 年 2 月までの間、個別支援計画未作成減算を適用せず障害児通所支援給付費を不正に請求し受領した。 ・福祉・介護職員処遇改善加算Ⅰについて、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービスを行った場合に、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準に掲げる区分に従い、それぞれの単位数を所定単位数に加算するところ、利用者 1 名について、平成 30 年 10 月から平成 31 年 2 月までの間、単位数を不正に算定した状態で当該加算を請求した。 不正の手段による指定 (児童福祉法第 21 条の 5 の 24 第 1 項第 8 号) ・新規指定申請時に勤務予定であった児童発達支援管理責任者が勤務できなくなり、必要な人員基準を満たさなくなったことを指定日までに把握していたにも関わらず、新規指定申請時に大阪府に提出した従事者の勤務体制及び勤務実績一覧表の変更を行わず、人員配置基準を満たすものとして、不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が平成 30 年 10 月 31 日まで継続していた。

処分日	所在地 市町村	サービス 種別等	指定取消し等の理由
令和4年 9月1日 (一部効力 停止)	寝屋川市	放課後等 デイサー ビス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・サービス提供実績のない日について、約1,906,000円分の給付費を請求し、受領した 虚偽報告・虚偽答弁 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・サービス提供をしていない日に、サービス提供をしていたかのような記録を作成し、提出した。 法令違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第9号) ・事業所内で発生した虐待について、障害者虐待防止法に基づき適切な報告を行うことを怠った
令和4年 9月1日 (指定取消)	八尾市	児童発達 支援	不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・管理者と児童発達支援管理責任者を兼務する者が指定を受ける前に退職し不在となったが、本市への報告など適切な対応をとらず、指定を受けた。 人員基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第3号) ・管理者と児童発達支援管理責任者が不在の状態で事業を行った 運営基準違反 (児童福祉法第24条の36第4号) ・児童発達支援計画を作成する児童発達支援管理責任者が不在のまま、児童発達支援計画を作成せずにサービス提供を行った。
令和4年 12月1日 (一部効力 停止)	大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・従業者の実務経験証明書を改ざんし、当該従業者が児童指導員の資格要件を満たしているものとして、令和元年8月から令和元年11月までの間、児童指導員等加配加算を算定し、不正に障がい児通所給付費の支給を受けた。
令和5年 3月30日 (一部効力 停止)	吹田市	放課後等 デイサー ビス	運営基準違反 (児童福祉法第21条の5の24第1項第4号) ・障がいの特性により身体の拘束(安全の確保)が必要となる児童に対して、事前に取り決めていた送迎車からの降車時の支援方法について、従業者がこれを怠り行方不明事故を発生させた。 ・事業所の管理者は、従業者が、当該児童に対して事前に取り決めていた対応を行っていたかを把握できておらず、従業者に対する必要な指揮命令が行われていなかった。
令和5年 12月1日 (指定取消)	東大阪市	児童発達 支援・放課 後等デイ サービス	不正請求 (児童福祉法第21条の5の24第1項第5号) ・新規指定申請時において、当該事業者は市が条例で定める基準を満たさないにもかかわらず、虚偽の書類を提出し不正の手段により指定を受け、障害児通所給付費を不正に請求し受領した。 虚偽報告 (児童福祉法第21条の5の24第1項第6号) ・法第21条の5の22第1項に基づく監査において、常勤の管理者兼児童発達支援管理責任者が実際には勤務していない日に勤務したように装うため、当該職員が勤務していない日に勤務したとする虚偽の勤務実績表を作成し、本市職員に虚偽の報告を行った。 不正の手段による指定 (児童福祉法第21条の5の24第1項第8号) ・新規指定申請時において、人員配置基準を満たしているように装うため、実際に常勤として勤務することができない管理者兼児童発達支援管理責任者を勤務予定者として本市に提出することで不正の手段により指定を受けた。また、事業開始後も人員基準違反の状態が継続していた。